

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	10年(平成40年3月31日まで)
有 効	平成40年3月31日まで
企画・指導係	

生 活 安 全 部 長

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について（通達）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第68号。以下「改正法」という。）については、平成29年6月14日に可決成立し、平成29年6月21日に公布され、同日から施行されているところである。

この度、警察庁から別添写しのとおり、改正の趣旨及び内容、改正法による改正後のホームレスの自立支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）の運用上の留意事項が示されたので、同内容を踏まえ、今後とも適切な対応をすることとされたい。

写

原議保存期間	10年（平成40年3月31日まで）
有効期間	一種（平成40年3月31日まで）

警視庁生活安全部長
警視庁地域部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第183号、警察庁丁地発第32号
平成30年3月15日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局地域課長

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第68号。以下「改正法」という。）については、平成29年6月14日に可決成立し、平成29年6月21日に公布され、同日から施行されているところである。

改正の趣旨及び内容、改正法による改正後のホームレスの自立支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）の運用上の留意事項は以下のとおりであるので、今後とも適切な対応をすることとされたい。

記

第1 改正の趣旨

ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、法の有効期限を10年延長する必要があるため。

第2 改正の内容

附則第2条中「15年」が「25年」に改められた。

これにより、法は、平成14年8月7日から起算して25年を経過した日に、その効力を失うこととされた。

第3 法運用上の留意事項

1 実施計画の策定の際の連携

(1) 都道府県における実施計画の策定（法第9条第1項関係）

都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならないことが規定されている。警視庁及び道府県警察本部は、当該都道府県の知事の事務部局等と連携し、計画の策定に参画するものとする。

(2) 市町村における実施計画の策定（法第9条第2項関係）

実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針及び都道府県が策定した実施計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならないことが規定されている。警察署は、関係する市町村と連携を図るものとする。

(3) 民間団体の意見聴取（法第9条第3項関係）

都道府県又は市町村は、実施計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めることが規定されている。警視庁及び道府県警察本部並びに警察署は、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見の把握に努めるとともに、必要があると認められるときには、都道府県又は市町村が策定する実施計画に地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映させるよう、都道府県又は市町村に働きかけることが必要である。

2 公共の用に供する施設の管理者との連携（法第11条関係）

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとることが規定されている。都道府県警察は、都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者が必要な措置をとるときには、当該管理者等と緊密な連携の下、ホームレスの居住の場所の確保状況等を勘案しながら、当該管理者等が行う退去指導活動等に伴って発生する不法事案の防止等の安全対策を行うものとする。

3 民間団体との連携（法第12条関係）

国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図ることとされている。警察庁及び都道府県警察は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との連携の確保に努めるものとする。

第4 ホームレスに対する警察活動の基本的な考え方

ホームレスの自立の支援、ホームレスになることの防止及びホームレスに関する問題の解決（以下「ホームレスの自立の支援等」という。）は、雇用、住宅福祉対策等の関係機関が連携して、総合的に対応すべきものであり、警察は、法第9条に基づいて、都道府県及び市町村で策定された実施計画（第3-1-(1)、(2)）の内容も踏まえたうえで、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、国又は地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、地域安全活動、指導・取締り、保護活動、警察安全相談等の諸活動を通じて、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するものとする。

なお、厚生労働省において発出された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行通知を添付するので、参考とされたい。

【注】別添省略